

# 航空機環境基準類型指定図

航空機騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域

## ◆ 八戸飛行場 ◆

地域の類型：I

あてはめる地域

八戸市（平成 17 年 3 月 30 日現在における八戸市の区域に限る。）及び五戸町（平成 16 年 6 月 30 日現在における五戸町の区域に限る。）の区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

地域の類型：II

あてはめる地域

八戸市（平成 17 年 3 月 30 日現在における八戸市の区域に限る。）の別図に実線で表示した区域のうち I 以外の地域及び五戸町（平成 16 年 6 月 30 日現在における五戸町の区域に限る。）の区域のうち I 以外の地域。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域、海上自衛隊八戸航空基地の敷地、陸上自衛隊八戸駐屯地の敷地及び別図に表示した湖沼の区域を除く。

（別図）

